**インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案　概要**

１　提案の趣旨

インターネット上には、人の心を深く傷つけ命に関わるほどの深刻な誹謗中傷やプライバシー侵害情報、ヘイトスピーチのような集団に対する差別的言動、特定の地域が同和地区である、又はあったとする情報など、人権上、極めて悪質な情報もあり、大きな社会問題となっています。

被害者が人権侵害情報の削除を求めても費用と時間がかかる上、特定人を対象としていない人権侵害情報については、明確に規制する法律が無く対処するのが困難です。

国においては、被害者の負担軽減のため、新たな裁判手続き（非訟手続）を創設するなどの対策を講じていただき、これらの取組みが、被害者救済につながることを期待しています。しかしながら、新たな制度でも、削除の判断は裁判所やプロバイダ等に委ねられており、人権侵害情報の早期の削除に必ずしもつながっておりません。

昨今のインターネット上の人権侵害の深刻さを考えると、人権上、極めて悪質な情報については、公権力の行使をもって削除や公衆が閲覧することができないようにするための措置などを検討すべき時期に来ています。こうした取組みは、日本国憲法によって保障された表現の自由の制限にもつながるものであり、また、インターネットの特性を踏まえると、国において、統一的な考え方の下で検討すべきです。

そこで、大阪府は、強制力のある制度が構築されるまでの間、当面の緊急的な措置として、重大かつ深刻な被害を及ぼす人権上、極めて悪質な情報に絞り、実効性のある事後的対処方策を提案します。

国におかれては、表現の自由の保障について十分に考慮しつつも、総務省と法務省の連携のもと、実効性のある対策を早急に講じてください。

２　提案の内容

* 提案１　プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責

（プロバイダ責任制限法第３条第２項の改正）

　　　　　　　プロバイダ等がインターネット上の情報の削除等を行おうとする場合、プロバイダ等自身が違法性を判断する必要があり、さらに、削除等を行った場合、発信者から提訴されるリスクもある。

そこで、プロバイダ等の負担を軽減し、迅速な対応がとられるようにするため、法務省人権擁護機関が違法性のある情報と判断し、削除要請を行った場合については、発信者に生じた損害について賠償責任を免責する旨をプロバイダ責任制限法に規定されたい。

* 提案２　サイトブロッキングの実施

　　　　　　（海外サーバを利用しているものなど提案1では対応が難しいもの）

　　　　　　 人権侵害情報を例えば海外サーバから直接発信されている場合などは、提案１では対処できない。

そこで、人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングを実施できるよう、事業者団体と協議の上、制度整備を行っていただきたい。

* 提案３　第三者機関（人権救済機関）の設置

　　　　　　　 提案１及び２の実施に当たり、対象とする人権侵害情報の適否の判断が難しい課題となる。

そこで、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策について検討協議し、また、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置されたい。